

## 水道施設耐震化等推進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 水道施設の耐震化、老朽化対策及び水道事業の広域化を図るため、市町村、一部事務組合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された事業者をいう。以下「補助事業者」という。）が「生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱」（平成30年4月10日付け厚生労働省発生食0410第1号厚生労働事務次官通知別紙。以下「交付金交付要綱」という。）及び「生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領」（平成31年4月1日付け健発0401第31号、生食発0401第17号厚生労働省健康局長、大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別紙。以下「交付金取扱要領」という。）に基づいて交付対象事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象事業)

第2 この補助金の交付対象は、交付金取扱要領第3第1項に定める事業とする。

### (補助金の額)

第3 補助金の額は、交付金取扱要領第7第1項により算定するものとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金額の増減を伴う変更を除く次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次に掲げる変更
  - ア 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
  - イ 構造または工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
  - ウ 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
- (2) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30パーセント以上の増減
- (3) 事業に要する経費の配分変更であつて、次に掲げる変更
  - ア 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30パーセントを超える変更をしようとする場合
  - イ 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流用する場合はいずれかの額の20パーセントを超える変更をしようとする場合

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期間は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

(補助金の概算払)

第6 知事は、必要があると認めた場合は、概算払をすることがある。

(立入検査)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村及び一部事務組合を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類のその他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行し、平成28年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 提出書類及び提出期日

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
1 規則第4 の規定によ る書類	水道施設耐震化等推進事業費補 助金交付申請書 1 その他知事が必要と認める もの	別に定 める	別に定め る	別に定め る
2 規則第6 条第1項第 1号及び第 2号の規定 により承認 を受ける場 合の書類	水道施設耐震化等推進事業費補 助金事業変更交付承認申請書 1 その他知事が必要と認める もの			
3 規則第6 条第1項第 3号の規定 により承認 を受ける場 合の書類	水道施設耐震化等推進事業費補 助金変更交付（中止、廃止）承 認申請書 1 その他知事が必要と認める もの			
4 規則第13 条第1項の 規定による 書類	水道施設耐震化等推進事業費補 助金実績報告書 1 その他知事が必要と認める もの			